公益社団法人福島相双復興推進機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島相双復興推進機構と称する。

(主たる事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これ を変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村(以下「当該地域」という。)の復興・創生、並びに東日本大震災当時、当該地域において事業を営まれていた方々及び浜通り地域等(当該地域並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。)において水産関係の仲買・加工業等を営む方々(以下「事業者」という。)の事業再開・継続、及び東日本大震災当時、当該地域に居住されていた方々の生活再建等に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)「相談型支援」事業

「個別訪問」事業

事業者を個別に訪問し、現状や課題、今後の事業に係る意向等について、話を伺い、相談を受ける等の取組を実施

「事業再開・再生支援」事業

事業再開・継続、承継・転業等、事業者が抱える課題について、専門家等による きめ細やかな支援を実施

(2)「復興・創生」事業

東日本大震災当時、当該地域に居住していた方々、とりわけ高齢者の生活再建に向け、生業回復、生活環境整備等に関する取組を実施

当該地域において、復興を通じた新たなまちづくりが実現できるよう、自治体による復興・まちづくり計画の策定・実行へ向けた活動に関する支援を実施

当該地域への住民帰還の促進を含む本格的な復興に向け、働く場所や買い物環境等を整備できるよう、新たな産業・人材の呼び込みと起業促進を図るための取組を実

施

- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、福島県及び日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(法人の構成員)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。
 - (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

- 第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により、申し込むものとする。
- 2 前項の入会申し込みに対しては、次の各号に掲げる基準により、理事会において入会の 可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- (1)成年被後見人又は被保佐人でない者であること
- (2)この法人の目的に賛同し、法令、定款、諸規程並びに社員総会及び理事会の決定を遵守し、この法人の運営に参画する旨を誓約すること

(会費)

- 第8条 正会員は、会費規程に基づく一般会費等を支払わなければならない。
- 2 賛助会員は、会費規程に基づく賛助会費を支払わなければならない。

(会費の減免)

- 第9条 営利を目的にしない法人であって、理事会が特に認めた場合は、会費を減額又は免除できるものとする。
- 2 前項にかかわらず、免除すべき相当の事由があると理事会が特に認めた場合は、会費を 減額又は免除できるものとする。

(申請)

- 第10条 会費の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、その旨をこの法人に申請 し、理事会の承認を得るものとする。
- 2 理事会は、第1項の可否及び期間を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1)退会したとき。
 - (2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (4)会費の免除の取扱いを受けていないにもかかわらず2年以上会費を滞納したとき。
 - (5)除名されたとき。
 - (6)退会する本人を除く総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第12条 正会員及び賛助会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第13条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1)この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3)その他の正当な事由があるとき。
- 2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

- 第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

- 第16条 社員総会は、次の事項を決議する。
 - (1)役員の選任及び解任
 - (2)役員の報酬等の額又はその支給の基準
 - (3)定款の変更
 - (4)各事業年度の決算の承認
 - (5)一般会費及び賛助会費の金額
 - (6)正会員の除名
 - (7)長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (8)解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (9)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10)基本財産の処分又は除外の承認
 - (11)前各号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で 定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第18条第3項の書面に記載した社員 総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第17条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に招集し開催する。
 - (1)理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2)議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1)請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2)請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられ ない場合

(招集)

- 第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会 員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の 日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、 社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使する ことができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

- 第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序 により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面決議等)

- 第21条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって 又は電磁的方法により議決権を行使し、又は正会員である代理人によって議決権を行使 することができる。
- 2 前条については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その 提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 社員総会運営規則による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1)理事 3名以上15名以内

(2)監事 1名以上4名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、4名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第 2号に規定する業務執行理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。

(選任等)

- 第26条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より専務理事及び常務 理事を選定することができる。ただし、専務理事は1名まで、常務理事は2名以内とする。
- 5 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の 使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があっては ならない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の 業務の執行の決定に参画する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故がある とき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は専 務理事が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する業務執行理事の権限は、 理事の職務権限規程による。
- 6 理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する業務執行理事は、毎事 業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し なければならない。

(監事の職務・権限)

- 第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2)この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類

及び、事業報告書を監査すること。

- (3)理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は 法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき は、これを理事会に報告すること。
- (5)前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。 ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内 の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。 と。
- (6)理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、 法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調 査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 役員は、第25条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第30条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第31条 役員は無報酬とする。ただし、常勤理事及び監事には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用 に関する規程による。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を 開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、取引後、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第33条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、 法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定 める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件 に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することが できる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と する。

第2節 理事会

(設置)

- 第34条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 重要な規程の決定、変更及び廃止
 - (3)前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4)理事の職務の執行の監督
 - (5)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2)多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6)第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)理事長が必要と認めたとき。
 - (2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招 集の請求があったとき。
 - (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事 が招集したとき。
 - (4)第28条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が 理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、 開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その 提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意 の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす ものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(株式の議決権行使)

第43条 この法人が保有する株式(出資)については、その株式(出資)に係る議決権を 行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認 を得なければならない。

(理事会運営規則)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事 会運営規則による。

第5章 基 金

(基金の募集)

第45条 この法人に基金を設け、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

- 第46条 基金の返還に係る債権には、利息を付さない。基金は、基金拠出者と合意した この法人の解散以後の期日まで名目の如何を問わず返還しない。
- 2 基金の返還に係る債権は、社員全員の書面による同意がなければ、譲渡又は質入れ並びにその他の処分をすることはできない。
- 3 基金の返還に係る債権の債権者は、この法人について、破産、民事再生手続、その他 一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の返還については、基金の拠出者に返還する基金の総額について社員総会

における決議を経た後、清算人が決定したところに従って行う。

第6章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第48条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第49条 理事長は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は基本財産から除外しようとする場合には、理事会の承認後、社員総会の承認を経なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本 財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第50条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、資金運用 規程による。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、本条第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。
 - (1)事業報告及びその附属明細書
 - (2)貸借対照表
 - (3)損益計算書(正味財産増減計算書)及びその内訳表
 - (4)財務諸表に対する注記
 - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6)財産目録
 - 2 この法人は、法令の定めるところにより、前項の書類並びに監査報告書を主たる事務

所に5年間備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第54条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第55条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第56条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第57条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議 決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第58条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益社団・財団法人認定法」という。)第4条の認定を受けた法人、並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の認定を受けた法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第59条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第60条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残高に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団・財団法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第61条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団・財団法人認定法第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第8章 委員会

(委員会)

- 第62条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として、各種の委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は 理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

- 第63条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に係る事項については、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第64条 主たる事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備え 置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1)定款
 - (2)事業報告
 - (3)事業報告の附属明細書
 - (4)貸借対照表
 - (5)損益計算書(正味財産増減計算書)及びその内訳表

- (6)財務諸表に対する注記
- (7)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (8)財産目録
- (9)事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (10)理事及び監事の名簿
- (11)理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (12) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
- (13)監査報告
- (14)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの を記載した書類
- (15)その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項のほか主たる事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。
 - (1)議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使に係る記録

正会員

- (2)社員総会議事録又は社員総会の決議省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 正会員及び債権者
- (3)理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 裁判所の許可を得た正会員及び債権者
- (4)会計帳簿

総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第65条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財 務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第66条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報保護規程による。

(公 告)

- 第67条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附 則

(委 任)

第68条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第69条 本定款に定めのない事項はすべて一般社団・財団法人法並びに公益社団・財団法 人認定法その他の法令に従う。

(設立時社員の氏名・名称・住所)

第70条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。 (略)

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第71条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。 (略)

(最初の事業年度)

第72条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成28年3月31日までとする。

(変更の適用)

第73条 この定款は、内閣総理大臣より公益認定を受けた日から施行する。 (略)